

議第 8 号議案

地方分権改革の推進に関する意見書の提出

地方分権改革の推進に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 0 年 9 月 1 9 日提出

都市経営・行政運営調整委員会
委員長 佐 藤 祐 文

地方分権改革の推進に関する意見書

我が国が持続的に発展するとともに、だれもが安心して生活できる豊かな地域社会を築いていくためには、地方分権型社会を構築していくことが求められている。

現在、政府の地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担の抜本的な見直しに向けた活発な議論がされており、本年5月には、重点行政分野の抜本見直しや基礎自治体への権限移譲などが第1次勧告として示された。

しかし、国から府県、府県から市町村への分権という枠組みが中心となっており、府県と同等あるいはそれらをしのぐ規模・能力を有する政令指定都市への分権については十分な内容ではなかった。また、今秋には、国によるさまざまな関与の廃止・縮小や国の出先機関の見直しなどが第2次勧告として示される予定であり、さらに来春には、地方税財政制度改革や行政体制の見直しなどが第3次勧告として示されることとなっているが、府省の強い抵抗も予想され、改革の実現は容易ではない。

よって、国におかれては、第二期地方分権改革を推進するに当たり、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の主張を真摯に受けとめ、改革の徹底した実現を図るとともに、地方そして大都市がそれぞれの地域の実情に応じてその役割を十分に果たせるための諸施策が行われるよう、次の事項について要望する。

1 「地方政府」の確立に向け、条例制定権の拡大など地方の自治立法権の拡充を図ること。

また、地方の役割分担と行財政需要に見合った税財源の拡充は不可欠であり、地方の自由度を拡大する地方税財政制度改革を行うこと。

2 今次の改革において、国から府県への分権にとどまらず、府県と同等あるいはそれらをしのぐ規模・能力を有する政令指定都市への分権を積極的に推進すること。

3 現行の政令指定都市制度を抜本的に見直し、大都市がさらにその能力を存分に発揮できるよう、新たな大都市制度の創設の早期実現を図ること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

）あて

横浜市議会議長

吉原 訓